

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 (略) <u>平成22年9月27日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 輸出手形保険の保険契約を締結した銀行は、前条の規定に基づき提出した支店等コードの登録書の内容に次に掲げる事項による変更等があった場合は、別紙様式第2による支店等コードの変更登録等についてを本店等に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業所の新設による支店等コードの新規登録 二 支店等の統廃合 三 支店の住所変更 四 支店のその他変更 <p>(荷為替手形の買取通知)</p> <p>第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形を買取った場合において、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)第2条の規定に基づく通知をしようとするときは、1 荷為替手形ごとに別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(OCRシート2200)。以下「買取通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、銀行は、買取った荷為替手形について日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したフロッピーディスク(以下「FD」という。)を提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、海外商社名簿(平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」)において、EE格、EA格、EM格</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 輸出手形保険の保険契約を締結した銀行は、前条の規定に基づき提出した支店等コードの登録書の内容に次に掲げる事項による変更等があった場合は、別紙様式第2による支店等コードの変更登録等についてを本店等に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業書の新設による支店等コードの新規登録 二 支店等の統廃合 三 支店の住所変更 四 支店のその他変更 <p>(荷為替手形の買取通知)</p> <p>第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形を買取った場合において、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)第2条の規定に基づく通知をしようとするときは、1 荷為替手形ごとに別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(OCRシート2200)。以下「買取通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、銀行は、買取った荷為替手形について日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したフロッピーディスク(以下「FD」という。)を提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、海外商社名簿(平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」)において、EE格、EA格、EM格</p>	

又はE F 格に格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。

3 第1項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払国が「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01-制度-00076）において定める国又は地域に該当する場合は、「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00035）第16条から第28条までの規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する旨日本貿易保険の承認を受けるものとする。

4 銀行は、第1項（ただし書の規定によるものを除く。）、第4条第1項、同条第2項及び第6条第1項に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。

第4条 ～ 第12条 （略）

（保険金の支払の請求）

第13条 銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書に、別表3に定める書類を本店に提出するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第14条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第15による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

（満期前の請求）

第15条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第16による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実

又はE F 格に格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。

3 第1項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払国が「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01-制度-00076）において定める国又は地域に該当する場合は、「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00035）第16条から第28条までの規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する旨日本貿易保険の承認を受けるものとする。

第4条 ～ 第12条 （略）

（保険金の支払の請求）

第13条 銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書、別紙様式第14による保険金請求書添付書類一覧表、これに基づく添付書類及び別紙様式第15による経過概要説明書（請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第16による輸出手形保険保険金請求経緯書）を本店に提出するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第14条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第17による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

（満期前の請求）

第15条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実

であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。

(手形上の権利行使状況等報告)

第16条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第17による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず満期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日（次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(権利行使の終了認定)

第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00058）に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。

(回収金の納付)

第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式

であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。

(手形上の権利行使状況等報告)

第16条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第19による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず満期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日（次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(権利行使の終了認定)

第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00058）に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。

(回収金の納付)

第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式

<p>第19による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第20による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(権利行使等の委任)</p> <p>第20条 被保険者は、第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第22による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p> <p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第21条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>第21による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第22による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>(権利行使等の委任)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第23による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第25による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第24による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p> <p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第21条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第26による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。</p> <p>第22条 (略)</p>	
---	--	--

附 則

この改正は、平成22年10月1日から実施する。

別表 1 (別紙参照)

別表 2 (略)

別表 3 (別紙参照)

別表 1

様式番号	提出書類	提出部数
1	・輸出手形保険保険契約申込書	1 (1)
2	・支店等コードの変更登録等について	1 (1)
3	・輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1
	内容変更承認申請書	1 (1)
	訂正・修正・取消依頼書	1
4	・送り状	1
5	・輸出手形保険内容変更説明書	1 (1)
6	・輸出手形保険（決済／粹戻）通知書	1
7-1	・輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7-2	・輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8	・輸出手形保険損失発生通知書	1 (1)
9	・輸出手形保険現地支払等説明書	1 (1)
10	・輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
11	・輸出手形保険入金通知書	1 (1)
12	・輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
13	・輸出手形保険保険金請求書	1 (1)
<u>14</u>	・輸出手形保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）	1 (1)
<u>15</u>	・輸出手形保険時効中断承認申請書	1
<u>16</u>	・輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)
<u>17</u>	・輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)
<u>18</u>	・輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)
<u>19</u>	・輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)
<u>20</u>	・輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)
<u>21</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状（サービサー回収用）	1 (1)
<u>22</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)
<u>23</u>	・「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
<u>24</u>	・輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表3 (第13条関係)

約款第3条のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	保険証券番号（買取通知番号）毎に作成
2. 保険金請求経緯書	<p>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合には別紙様式第14による保険金請求経緯書</p> <p>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合には、次の事項の内容を記載した書類（様式任意）</p> <p>①保険金請求に至る経緯</p> <p>②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p>③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</p> <p>④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及びL/C決済の場合のディスクリ等代金債権決済に影響を及ぼすクレーム等）の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>⑤今後の回収見込み</p> <p>⑥延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p>
3. 過去の取引状況確認書	<p>既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について（平成13年4月1日 01-制度-00041）第2条第1項第1号及び同項第2号に合致するかどうか確認できる書類（様式任意）</p> <p>(1) 保険金を請求する手形の買取日以前の6ヶ月間に満期日が到来した当該支払い人宛ての手形がある場合には、買取日、手形金額、船積日、満期日及び決済日を、輸出手形保険が付保されている場合には、併せて買取通知書番号を含む一覧表（様式任意）</p> <p>(2) 債務履行遅滞が常態化している場合は、その一般的債務履行遅滞期間を確認するために、過去2年間の取引で最長の支払い実績期間を併せて記載すること</p>
4. 手形の不払いを確認できる書類	<p>(1) 荷為替手形の引受通知 ユーザンス付きのものの場合</p> <p>(2) 銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p>
5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促、現況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p> <p>②破産手続等の開始の決定がされた場合には、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>上記（1）、（2）は、請求する保険金額が300万円以下の場合には不要</p>

<p>6. <u>日本貿易保険の承認等 が確認できる書類</u></p>	<p>(1) <u>特定国承認書の写し</u> <u>別に定める特定国を支払国または支払地とする案件に該当する場合（ただし、請求する保険金額が300万円以下の場合には不要）</u></p> <p>(2) <u>個別保証枠確認書の写し</u> <u>支払人のが、「海外商社名簿について（平成13年4月1日 01-制度-00063）」において、E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされている場合</u></p>
<p>7. <u>「輸出手形保険運用規 程（平成13年4月1日 01-制度-00035）」（以 下、「運用規程」）第1 条～第4条の2（買取基 準等）への合致を確 認できる書類</u></p>	<p><u>以下に掲げる本邦からの輸出・決済を確認できる書類</u></p> <p>(1) <u>輸出契約の写し</u> ①<u>SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</u> ②<u>個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</u> ③<u>保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</u></p> <p>(2) <u>為替手形の写し</u> <u>以下を確認の上、内容変更該当する要件に合致し、変更承認を受けた場合には、変更後の手形の写しも提出のこと。（ただし、請求する保険金額が300万円以下の場合には不要）</u> ①<u>運用規程第1条第1項第1号期間内に手形買取が行われていること</u> ②<u>手形金額500億円以下、ユーザンスは720日以内（別途引受基準に条件が付いている国の場合は当該基準による）</u></p> <p>(3) <u>船積の内容等を確認できる書類の写し（運用規程第1条から第4条の2に合致するもの）</u> ①<u>船荷証券、航空運送状等の写し</u> i) <u>当該証券又は運送状を発行する運送業者が、貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）に合致する業者であること</u> ii) <u>荷受人が手形取立銀行であること</u> <u>（船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く）</u> ②<u>商業送り状（インボイス）の写し</u> ③<u>海上保険証券等の写し（信用状付きの荷為替手形の場合を除く）</u> ④<u>輸出許可通知書の写し</u> <u>税関申告後、税関許可を取得しているもの</u></p> <p>(4) <u>輸出承認書、支払許可書</u> <u>輸出貿易管理令に特定されている貨物の輸出、及び支払許可が必要な取引の場合は、政府の承認・許可を取得しその写し</u></p> <p>(5) <u>信用状等の写し</u> <u>I L C、L / Gなど支払保証付き案件の場合</u></p> <p>(6) <u>積み戻し申告書、移入れ承認申告書又は貨物の搬入届及び搬出届の写し</u> <u>保税工場へ移入れした貨物に関わる輸出契約について、貨物を積み戻し、再出荷する場合</u></p>
<p>8. <u>損失額等の算定するた めに必要な書類</u></p>	<p><u>以下に掲げる損失額等を確認できる書類。</u></p> <p>(1) <u>外貨建の手形契約及び損失防止費用の算定・確認のための換算率</u> ①<u>手形金額</u></p>

	<p><u>買取日における買取時レートを確認できる書類</u></p> <p><u>②損失防止・軽減費用（下記（3）に関して）</u> <u>当該費用が確定した日の外国為替相場等</u></p> <p><u>(2) 入金の確認</u></p> <p><u>①手形決済の一部弁済や付属貨物の処分等により保険金請求前に一部入金がある場合は、銀行等が発行する入金額及び入金日等の確認可能な書類</u></p> <p><u>②振出人へのそ求権を行使して回収した金額及び回収日等の確認が可能な書類</u></p> <p><u>(3) 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類（主な対象費用は、以下のとおり）</u></p> <p><u>①渡航費、現地宿泊費</u></p> <p><u>②弁護士費用、取立委任手数料</u></p> <p><u>③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））</u></p>
<p><u>9. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</u></p>	<p><u>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</u></p> <p><u>(1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</u> <u>振出人からの督促：事実関係の確認、不払いの理由、銀行からの督促：銀行からのトレース等、銀行間のSWIFT電文書類の写し等</u></p> <p><u>(2) 保険事故発生時に、D/A条件の未引受手形が存在する場合には、引受を差止め、または当該未引受手形の決済条件をD/P条件に変更したことを確認できる書類</u></p> <p><u>(3) 支払人経営状態を説明するに足る書類</u></p> <p><u>(4) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</u></p> <p><u>(5) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</u></p> <p><u>(6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</u></p> <p><u>(7) 手形が未引受である場合等、貨物を保全し転売等貨物処分が可能であることを確認し対応したことを確認できる書類</u></p> <p><u>(8) その他、債権保全のための権利を行使したことを確認できる書類</u></p> <p><u>(9) 非常危険の場合には、以下の書類</u></p> <p><u>(イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</u></p> <p><u>(ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</u></p> <p><u>(10) 信用危険の場合には、以下の書類</u></p> <p><u>(イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</u></p> <p><u>(ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類</u></p> <p><u>(ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類</u></p> <p><u>(ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類</u></p> <p><u>(ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類</u></p> <p><u>(11) 未払債権に対する請求権につき時効を中断する措置を取ったことを証する書類</u> <u>（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策</u></p>

	<p><u>が取られたことを確認できる書類等))</u></p> <p><u>(12) 振出人有責の場合に、買取銀行から振出人へのそ求権の行使が困難であることを確認できる書類</u></p>
<p><u>1 0. 権利行使等委任に関する書類</u></p>	<p><u>(1) 権利行使等委任に関する書類</u> <u>サービサー回収の権利行使等委任状 (別紙様式21) 等を提出すること</u></p> <p><u>(2) 「合理的な理由」認定申請書</u> <u>被保険者が自ら債権回収を行うことに合理的な理由がある場合、申請が必要。</u></p>
<p><u>1 1. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u></p>	<p><u>同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類 (ただし、海上保険については対象外)</u></p>
<p><u>1 2. その他書類</u></p>	<p><u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u></p>

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。